

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 16 号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考8中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）」に、「及び第5項」を「から第6項まで」に、「並びに第41条の19の3第1項」を「及び第41条の19の5第1項」に改め、同備考9中「第314条の7第1項第1号及び第2項」を「第314条の7第1項（同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）」に改める。

別表第3備考2中「おいては、所得税法」の右に「第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）」を、「第41条の2」の右に「、第41条の3の2第4項から第6項まで」を加え、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同備考3中「第314条の7及び附則第5条第3項」を「第314条の7第1項（同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）」、「第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改める。

別表第5備考2中「おいては、所得税法」の右に「第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）」を、「第41条の2」の右に「、第41条の3の2第4項から第6項まで」を加え、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同備考3中「第314条の7及び附則第5条第3項」を「第314条の7第1項（同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）」、「第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第

6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、平成21年7月分の児童福祉法第50条第7号及び第7号の2並びに第51条第2号に規定する費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)